改正クリーンウッド法の概要

令和７年
４月１日 施行

【参考1】

（１） **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
（２） **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
（３） 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
（４） **第１種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
（５） **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

：義務　：努力義務

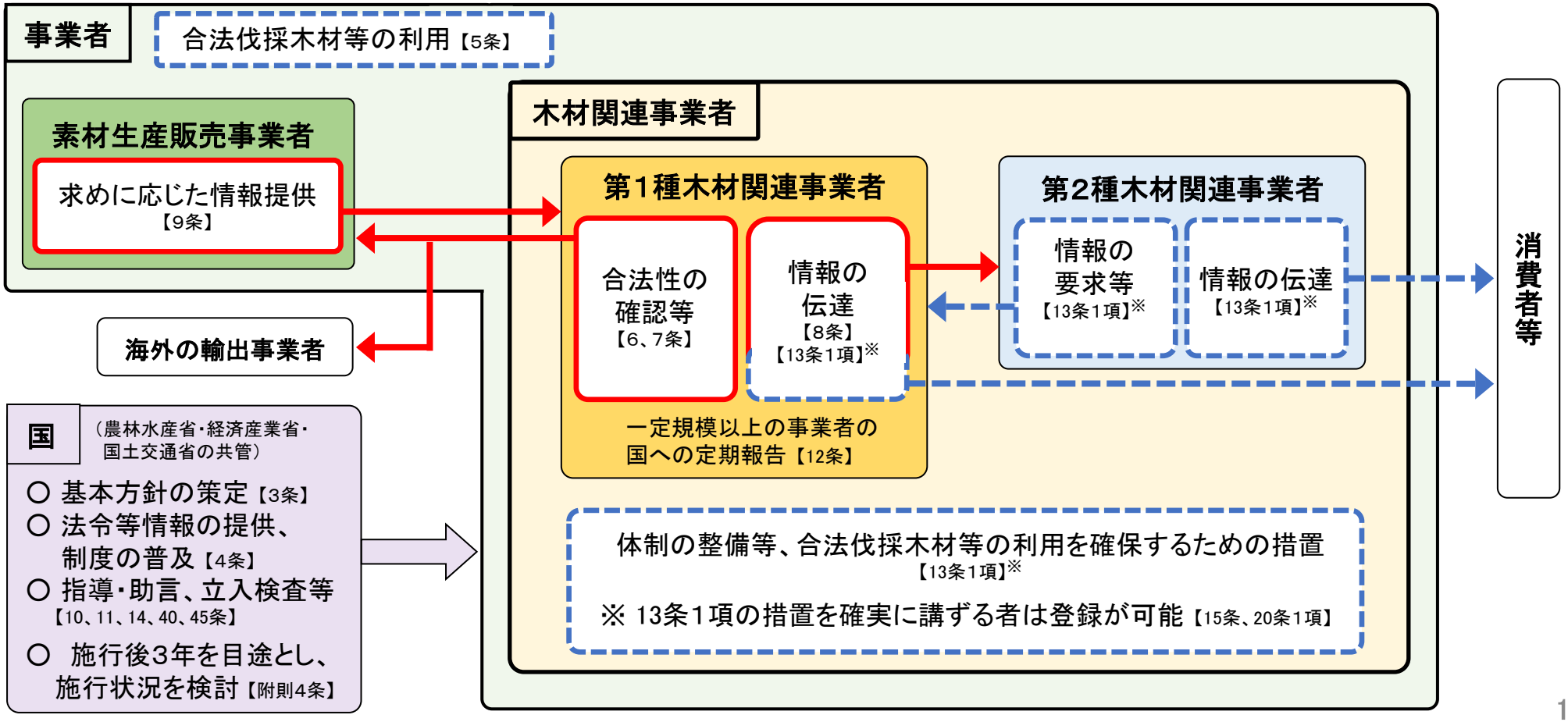

木材等の譲受け等に係る義務内容
（１）原材料情報の収集・整理

【参考2】

（1）第1種事業者は原材料情報を収集・整理する義務

（2）義務として収集すべき情報（原材料情報）は、樹種、伐採地域、証明書の3つ

１．樹種

（１）取引において通常用いている名称

①　国産材：伐採造林届に記載されている樹種等

②　輸入材：ベイマツ、ユーカリ等

（２）取引先に提供を求めず、自ら樹種の特定を行うことにより、樹種情報を収集することも可能

２．伐採地域

（１）国産材：①から③のいずれか。①国産 ②都道府県 ③市町村 など

（２）輸入材：国名（「台湾」等の地域名は可、「アジア」といった国の範囲を超える地域名は不可）

３．証明書

以下の書類を使用することができる（詳細は別紙）

（１）国産材：①伐採造林届　②森林経営計画認定書 ③保安林における許可書・届出書 ④国有林における林産物売買契約書　⑤伐採造林届適合通知 ⑥森林認証材であることを示す書類（SGEC、FSC等）　⑦合法木材GLに基づく合法木材証明書 など※

※　森林外の樹木（屋敷林等）はＣＷ法の対象外のため、義務は生じない（ＣＷ法に準じた確認等を行った場合、合法性確認木材として扱うことができる）

（２）輸入材：①各国が発行する証明書　②森林認証材であることを示す文書（SGEC、FSC等）　など

（３）複数の証明書を入手可能な場合も想定されるが、少なくとも１つ収集すれば義務を履行したとみなす

※１　原材料情報の提供を求める手法は問わない（書面でも、口頭でもよい）

※２　樹種・伐採地域については収集する情報の媒体は問わないが、証明書は書面（電子可）が必要

※３　原材料情報が収集等できなかった場合も、収集行為を行ったことが分かるようにしておくことが重要

※４　自ら所有する樹木を伐採し加工を行う場合など、原材料情報があらかじめ手元にある場合は、「収集」ではなく「整理」を行う

木材等の譲受け等に係る義務内容
（２）合法性の確認

【参考3】

（1）原材料情報に加えて、国が提供する情報等を踏まえ、リスクに応じた合法性確認を実施

（2）合法性の確認の単位は任意

合法性の確認については罰則は適用されないが、違法伐採リスクは取り扱う木材等や調達先等によって異なり、画一的な対応を行った場合、合法性の確認が不十分になったり、事業者負担が過大になったりするため、リスクを踏まえ、合理的に行うことが重要

１．合法性の確認の信頼性の向上

（１）収集等した原材料情報が真正なものであるとは限らないことから、関連情報※を踏まえることで、合法性の確認の信頼性を高めることが重要

※ ・国が提供する情報：国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令など。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供

・取引の実績

・その他原材料情報に関する情報：木材等の材積、伐採地の違法伐採状況に関する報道、納品書と商品の突合結果、取引相手のCW法の登録情報、報告書など

（２）収集等できなかった原材料情報がある場合、「当該情報を収集できなかった」ことをもって義務履行

２．合法性の確認の単位

任意

※ 必ずしも個別の譲受け単位（トラック単位、事業者単位など）で行う必要はない

※ 確認をまとめて行う場合、一部でも合法性確認木材等でない木材があった場合は、当該木材等全体が合法性確認木材等でない木材となる

３．合法性の確認の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

木材等の譲受け等に係る義務内容
（３）記録の作成・保存

【参考4】

（1）①収集等した原材料情報に関する情報、②合法性確認の結果、③確認の理由について記録を作成
（2）合法性確認を行った木材等を譲渡すまでに作成
（3）原則5年間保存

１．記録作成の単位
（１）簿冊等の作成単位：原則事業所ごと（複数事業所が一括して譲受けを行っている場合はこの限りではない）
（２）簿冊内の整理の単位：国産・輸入の区分、取引をした期間など任意の区分に応じて整理
（３）記録の作成単位：合法性確認を行った単位（合法性確認はトラック、コンテナ等の譲受け単位で行う必要はない）

２．記録の内容
（１）収集した原材料情報の内容（例　スギ／宮崎県／伐採造林届）
　①　樹種：取引において通常用いている名称（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
　②　伐採地域：国名。国産は、A. 国産、B. 都道府県、C. 市町村など（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
　③　証明書等の種類（証明書そのものを保存してもよい）
（２）合法性確認木材等であるか否か
（３）合法性確認の理由：（２）の根拠が分かるように記録
（例１　〇〇という関連情報を用いて判断した
例２　収集した原材料情報が真正であると判断した
例３　収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した
例４　原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえて判断した）

３．記録の方法
書面又は電子

４．記録の作成の期限
遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

５．記録の保存期間
作成の日から５年間（ただし、作成の日から譲渡しまで５年を超える場合は譲渡しの時まで）

木材等の譲受け等に係る義務内容
（４）情報の伝達

【参考5】

（1）①原材料情報の記録に関する情報及び②合法性確認木材等であるか否かの情報を伝達

（2）伝達方法は、書面、電磁的方法など

（3）木材関連事業者に木材等を譲渡す際に情報伝達の義務

１．伝達する情報

（１）原材料情報の記録に関する情報：原材料情報の収集結果に関する情報

①　原材料情報（樹種、伐採地域、証明書等）をすべて収集できた場合はその旨

※　収集できた原材料情報の具体的な内容を伝達してもよい（例：スギ、〇〇県、伐採造林届）

②　収集できなかった原材料情報があった場合はその内容（例：証明書なし）

（２）合法性確認木材等であるか否かの情報（例：合法性確認木材等です／合法性確認木材等ではありません）

２．伝達の方法

（１）電子メールやFAXを送信、情報をクラウド上にアップロードし当該URLを伝達、書状やCDロム等の記録媒体を渡す

（２）包装に印字、納品書等に印字

※　口頭は不可

３．情報伝達の義務が課されない場合

（１）消費者への譲渡し：第１種事業者が自社のウェブサイトで消費者への販売を行う場合

（２）木材関連事業者ではない事業者への譲渡し：CW法対象外物品である木製食器を作る事業者に製材を譲渡す場合、学校法人に木製机を譲渡す場合

（３）輸出する場合

※１　情報伝達の義務が課されない場合においても、合法性の確認及び記録保存の義務は課されることに留意

※２　消費者等への譲渡しや輸出に関しては努力義務

木材等の譲受け等に係る義務内容
（５）素材生産販売事業者の情報提供

【参考6】

○　素材生産販売事業者は、木材関連事業者の求めに応じて合法性の確認に資する情報を提供する義務

１．提供すべき情報の範囲
（１）「合法性の確認に資する情報」とは譲渡す木材の原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）
（２）原材料情報のうち、証明書が複数存在する場合、複数求められれば応じる必要

２．情報提供の方法
原則として、木材関連事業者に求められた方法で情報提供を行う

３．義務が生じる期間
（１）木材関連事業者の求めがあった時点から、当該木材関連事業者が合法性確認を完了するまで
（２）素材生産販売事業者が応諾義務に応じるか否かに関わらず、当該木材が譲渡されれば、応諾義務は消滅する

４．応諾義務違反となる場合
木材関連事業者の求めに対して、何も応じない場合

※１　情報提供に応じられない旨、木材関連事業者に回答した場合は、対応したことにはなるので応諾義務違反とはならない
※２　木材関連事業者の求めに応じて情報提供を行ったからといって、当該木材が必ず合法性確認木材として確認される訳ではない
※３　原材料情報としての情報を損なわない範囲において黒塗り等をしてもよく、契約条件に関する情報等の素材生産販売事業者にとって商取引上、不利益になり得る部分などは提供する必要はない

木材流通の各段階における情報の変遷 【参考7】

（1）第1種事業者は、収集した情報を踏まえて合法性の確認を行った結果を保存、伝達

（2）第2種事業者は、受け取った情報をそのまま保存、伝達

：情報の変遷　：木材等の流れ　：義務　：努力義務

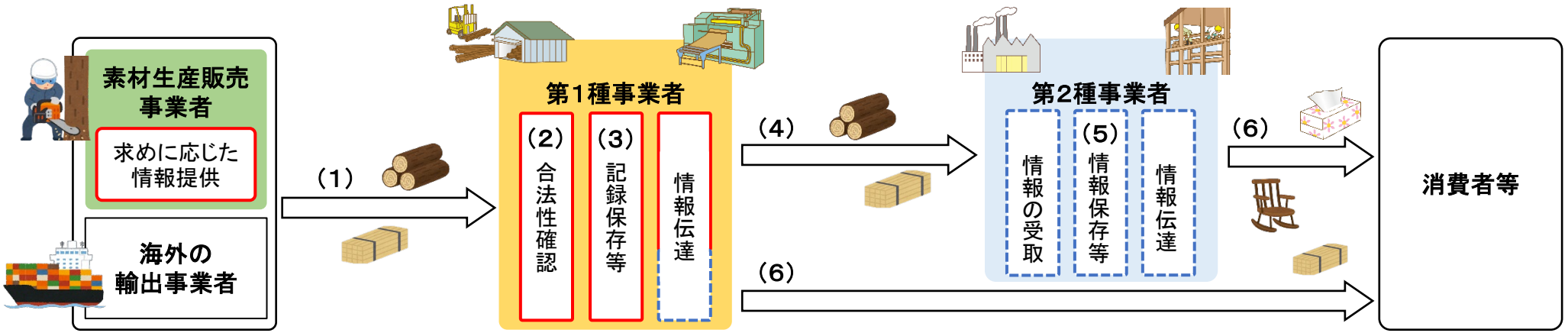

（1）原材料情報の収集
① 樹種
② 伐採地域
③ 証明書等

（2）合法性の確認
① 原材料情報
② 関連情報
合法性確認木材等か否か

（3）記録の作成・保存
① 原材料情報
② 合法性確認木材等か否か
③ ②の理由

（4）情報伝達
① 原材料情報の記録に関する情報
② 合法性確認木材等か否か

（5）情報の保存等
合法性確認木材等か否か

（6）情報伝達
合法性確認木材等か否か

収集した情報及び合法性の確認結果を保存、伝達

受け取った情報をそのまま保存、伝達